

尾張旭市監査公表第25号

平成29年11月30日付け尾張旭市監査公表第23号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年12月27日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 孝 司

収納課

| 監査の指摘事項  | 措置状況   |
|--|--|
| <p>収納金出納報告書に添付する収納金出納簿において、払込額と差引保管額の欄が削除された様式が使用されている。</p> <p>尾張旭市出納員等に関する規則に関する文書の様式を定める要綱第2条において定められた様式を用いる必要がある。</p> | <p>収納金出納簿について、尾張旭市出納員等に関する規則に関する文書の様式を定める要綱第2条において定められた様式を用いる措置を行いました。</p> |